

双葉郡障害者等相談支援事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

富岡町

本公募は、令和8年度当初から速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。

優先交渉権者の決定や予算の執行は、令和8年度以降の予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

1 目的

本実施要領は、双葉郡障害者等相談支援事業業務委託（以下「本業務」という。）について、双葉郡8町村が共同で契約相手方となる事業者を募集・選考するため、応募に係る参加要件や審査・評価方法などの諸条件や手続き等について定めるものである。

2 事業概要

（1）業務名

双葉郡障害者等相談支援事業業務委託

（2）業務内容

別添「双葉郡障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり。

（3）業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

なお、本要領等による契約については、複数会計年度にわたる契約とする。

（4）事業対象範囲

双葉郡内に居住する障がい者及びその家族等

（5）提案上限額

業務期間の各年度における提案上限額は以下のとおりとする。

年度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	8,899,000円
令和9年度	9,247,000円
令和10年度	9,609,000円
令和11年度	9,986,000円
令和12年度	10,376,000円
合計	48,117,000円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すのものではなく、本業務の予算規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格要件

参加者の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- （1）令和7年3月31日までに障害者総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

いこと。

- (3) 租税を完納していること。
- (4) 福島県内に本部、支部又は事業所を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

4 事業者選定の概要

(1) 選定の方法

本プロポーザルは公募型とし、プレゼンテーション審査による選定とする。

(2) 選定に係るスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和7年9月30日（火）
質問の受付期間	令和7年9月30日（火）～10月17日（金）
質問に対する回答	令和7年10月22日（水）
参加表明書の提出期間	令和7年9月30日（火）～10月17日（金）
参加表明による資格審査 結果通知	令和7年9月30日（火）～10月24日（金）
企画提案書の提出期間	令和7年9月30日（火）～11月5日（水）
企画提案審査会	令和7年11月14日（金）
審査結果の通知	令和7年11月下旬

5 企画提案書提出の手続き等

(1) 事務局及び提出先

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

富岡町役場 福祉課

TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

電子メールアドレス : tomi1100-001@tomioka-town.jp

※本プロポーザルに関する問い合わせは事務局へ行うこととし、その他関係機関等
へ問合せすることは禁止する。

(2) 配布資料

配布資料は令和7年9月30日（火）から富岡町ホームページにて配布する。

・配布資料一式

- ①双葉郡障害者等相談支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ②双葉郡障害者等相談支援事業業務委託仕様書
- ③参加表明書（様式第1号）
- ④誓約書（様式第2号）
- ⑤守秘義務誓約書（様式第3号）
- ⑥事業者概要（様式第4号）
- ⑦企画提案書（表紙：様式第5号）

- ⑧見積書（様式第6号）
- ⑨質問書（様式第7号）

6 応募に対する制限

次の各項目のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 審査会の委員（以下、「審査委員」という。）
- (2) 審査委員が属する法人又はその法人と資本面若しくは人事面において関連がある者。
※「資本面において関連がある者」とは、株式会社においては、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業または法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (3) 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (4) 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

7 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、「質問書（様式第7号）」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて下記アドレスに送付した上、電話にて5（1）の事務局に連絡を入れること。ただし、連絡時間は、閉庁日を除く日の9時～17時までとする。

電子メールアドレス：tom1100-001@tomioka-town.jp

(2) 質問提出期間

令和7年9月30日（火）から令和7年10月17日（金）正午まで

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行い、令和7年10月22日（水）に富岡町のホームページに掲載する。

8 参加表明

事業選定に応募する事業者は、以下により書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- ①参加表明書（様式第1号）：1部
- ②誓約書（様式第2号）：1部
- ③守秘義務誓約書（様式第3号）：1部
- ④3ヶ月以内に発行された法人登記事項証明書：1部
- ⑤3ヶ月以内に発行された「法人税」、「消費税及び地方消費税」及び「法人町民税」の納税証明書：1部

(2) 提出期限 令和7年10月17日（金） 17時まで（必着）

(3) 提出方法 事務局まで持参又は郵送

※郵送は提出期限までに必着させること。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

(4) 参加資格審査

参加表明書等の提出後は、「3 参加資格要件」に示した要件について審査を行い、結果を令和7年10月24日（金）までに通知する。

なお、審査により要件を満たさないこととなった場合、企画提案書は受け付けない。

9 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書は、下記のテーマについての提案とすること。

企画提案にあたっては、必要に応じて図表を用いるなど明瞭なものとすること。

テーマ①：障がい者支援の考え方

テーマ②：障害者等相談支援事業業務の考え方

テーマ③：業務の進め方

(1) 提出書類及び部数

①事業者概要（様式第4号）：11部

②企画提案書（表紙：様式第5号、次ページ以降：任意様式）：11部（仮留め）

③見積書（様式第6号）：11部

(2) 提出期限 令和7年11月5日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法 事務局まで持参又は郵送

※郵送は提出期限までに必着させること。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

(4) その他

①企画提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、企画提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。

②企画提案書のサイズは日本産業規格A列4番とし、表紙及び裏表紙を除き10枚以内とする。

③企画提案書については、同じ内容をPDF形式で保存したものを作成して1部提出すること。

10 企画提案審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容について、下記により開催される審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査会は「11 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

(2) プrezentation及びヒアリングの概要

①開催日時：令和7年11月14日（金）

時間及び詳細については提案者毎に通知する。

②開催場所：〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

富岡町文化交流センター「学びの森」

③提案時間：30 分程度（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度）

④説明者：5 人以内

⑤その他：プレゼンテーションに使用するノートパソコン等の機器は、提案者が準備する。

プロジェクターや投影するスクリーンは、希望があれば事務局が準備する。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、企画提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。

（3）優先交渉権者の選定

審査会は、「11 優先交渉権者選定の基準」に基づき総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

（4）優先交渉権者の決定

富岡町は審査会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者の決定をする。

（5）選定結果の通知

審査結果は令和 7 年 11 月下旬に富岡町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対し郵送にて個別に通知する。

優先交渉権者及び次点者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

11 優先交渉権者選定の基準

企画提案書について審査会が次表の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、かつ見積額が 2 (5) の提案上限額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を選定する。応募者が 1 者のみの場合であっても、審査会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

評価項目	評価事項	配点
法人の実績	(法人の実績) ・法人が障害者等相談支援事業業務において豊富な実績を有し、過去に双葉郡内で相談支援事業業務の実績がある。	60
	(配置予定者の実績) ・配置予定の相談員に、相談支援専門員の資格を有し、障がい児・者の処遇の業務について実務経験が豊富な実績を有する者がいる。 ・配置する相談員に、社会福祉士等の専門資格を有する者がいる。	50
障がい者支援の考え方	障がい者支援についてどのような考えを持ち、地域の障がい者支援をどのように改善しようとしているか。	30
市町村相談支援事業業務の考え方に関する提案	(1 福祉サービスの利用援助に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、福祉サービスの利用援助に係る提案がなされている。	15
	(2 社会資源を活用するための支援に係る提案)	35

	・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、社会資源を活用するための支援に係る提案がなされている。 (3 社会生活力を高めるための支援に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、社会生活力を高めるための支援に係る提案がなされている。	
	(4 ピアカウンセリングに係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、ピアカウンセリングに係る提案がなされている。	15
	(5 権利の擁護のために必要な援助に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、権利の擁護のために必要な援助に係る提案がなされている。	35
	(6 専門機関の紹介に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、専門機関の紹介に係る提案がなされている。	15
	(7 その他必要に応じた検討会の開催及び参加に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、その他必要に応じた検討会の開催及び参加に係る提案がなされている。	35
	(8 人員配置及び年間事業計画等) ・必要項目と相互関係の理解及び業務実施フロー、実施体制が適切であり、業務のスケジュール管理について有効な提案がなされている。	25
業務の進め方に係る提案	(コスト管理) ・コスト及びランニングコストを適切なものとするため有効な提案がなされている。	10
合 計		360

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、提案内容について評価点を算出し、提案者の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、平均順位の最も高い者を優先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。
- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査員の合議により順位を決定する。

12 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書の提出が期限に遅れた場合
- (2) プrezentation及びヒアリングに参加しなかった場合
- (3) プrezentation及びヒアリングの集合時間に 15 分以上遅刻した場合
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (5) 提出書類に不備があると判断した場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 見積金額（税込）が提案上限額を上回っている場合
- (8) 公平な審査を阻害する行為や著しく審議に反する行為があり、審査会により失

格であると認められた場合

13 業務委託契約の締結

(1) 業務名称

双葉郡障害者等相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「双葉郡障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務委託期間

委託期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、本要領等による契約については、複数会計年度にわたる契約とする。

(4) 契約の締結

富岡町は、優先交渉権者を契約の相手方として、契約に係る交渉を行う。

優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき又は契約の交渉が不調になったときは、次点候補者を契約の相手方として交渉を行う。

業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本町の求めに応じ協議のうえ、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

(5) 契約限度額

業務委託金額は金48,117,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

なお、各年度における上限額は以下のとおりとする。

年度	上限額(消費税及び地方消費税を含む)
令和8年度	8,899,000円
令和9年度	9,247,000円
令和10年度	9,609,000円
令和11年度	9,986,000円
令和12年度	10,376,000円
合計	48,117,000円

14 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分に理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約金額の減額を行う可能性がある。

15 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案は、1提案者につき1案とする。

(3) 業務の実績については、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。

(4) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。

(5) 提出後の企画提案書の修正・変更・資料追加は、一切認めない。

- (6) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書の著作権は各提案者に帰属するが、双葉郡8町村が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用することが出来る。
- (8) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) プロポーザルへの応募者において、提出した書類を雑誌、広報誌、その他の一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (10) 本業務に関する具体的な設計は、企画提案書に記載された内容を参考とし、受託者との協議に基づいて行う。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力などにより、事業計画の変更又は事業の中止をすることがある。
この場合、本業務の契約締結前においては、参加者に対し町は一切の責任を負わないものとする。

16 問い合わせ先

事務局：富岡町役場福祉課福祉係
住 所：〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
電 話：0240-22-2111
E-mail : tomioka-town.jp